

いいの事務所 ニュース VOL.140

<発行所>

Be Ambitious社会保険労務士法人
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町1-3-2
オーチャー小網町ビル 1階・6階
TEL: 03-6661-6597 FAX: 03-6661-6598

MAIL: gyoumu@sr-iino.com
URL: https://www.sr-iino.com

今回のいいの事務所ニュースでは、労働保険の年度更新について詳しくお伝えします

■年度更新とは

労働保険の保険料は、**毎年4月1日から翌年3月31日まで** (これを「保険年度」といいます)の1年間を単位として計算し、すべての労働者(雇用保険については、被保険者に該当しない者は除く)に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険率をかけて算定したものを申告することになっています。

■労働保険の延納及び納期

確定保険料は一括での納付になりますが、概算保険料が40万円以上(労災・雇用保険のどちらか一方のみが成立している場合は20万円以上)であれば3分割しての納付が可能です。分割ができない場合は第1期に全額納付しなければなりません。



事務組合に加入している事業所は、概算保険料の金額に関係なく3分割して納付が可能です。加入をご希望の事業所様はお問い合わせください。

■申告と納付の期日について

毎年**6月1日から7月10日まで**に事業所の管轄の労働基準監督署へ提出し、納付します。納付書で納入する場合は下記のような領収済通知書をお送りしております。

	全期 (第1期)	第2期	第3期
通常の納期限	令和6年7月10日	令和6年10月31日	令和7年1月31日

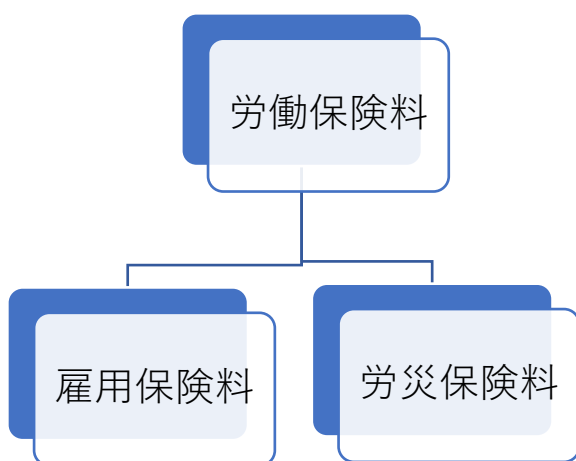


口座振替の場合は、納付期限が下記のように延長になります。

	全期（第1期）	第2期	第3期
口座振替を利用している 事業主等の皆様	令和6年9月6日	令和6年11月14日	令和7年2月14日

■ 労働保険料は誰が支払う？

労働保険料の内訳はこのようになっています。



<労災保険料>

労災保険料は全額が会社負担です。
労働者が負担する労災保険料はなく、
労災保険料が給与から控除になることもありません。
業務内容の危険度によって保険料率は異なります。



<雇用保険料>

雇用保険料は、会社（事業主）と従業員の両方が負担し、労働者からは毎月の給与で控除します。
社会保険料のように折半ではありません。
「一般の事業」「農林水産・清酒製造の事業」「建設の事業」の3つの業種区分によって、会社と労働者それぞれの雇用保険負担率が定められています。

■ 労働保険の保険料はどのように計算されるの？例えば、2023/4/1に会社を設立した場合



【1】会社を作った時(成立・概算保険料申告)→会社が2023/4月に先払い

【概算】2023/4/1～2024/3/31の労災保険料

【概算】2023/4/1～2024/3/31の雇用保険料



①【概算】労災保険

2023/4/1～2024/3/31に労働者に支払う予定の賃金の総額に、事業の種類ごとに決められている労災保険率をかけて算出します。

②【概算】雇用保険料

2023/4/1～2024/3/31に労働者に支払う予定の賃金の総額に、雇用保険の保険料率をかけて算出します。



労災保険・雇用保険共に、見込み賃金(賃金+賞与)×料率で計算をします。



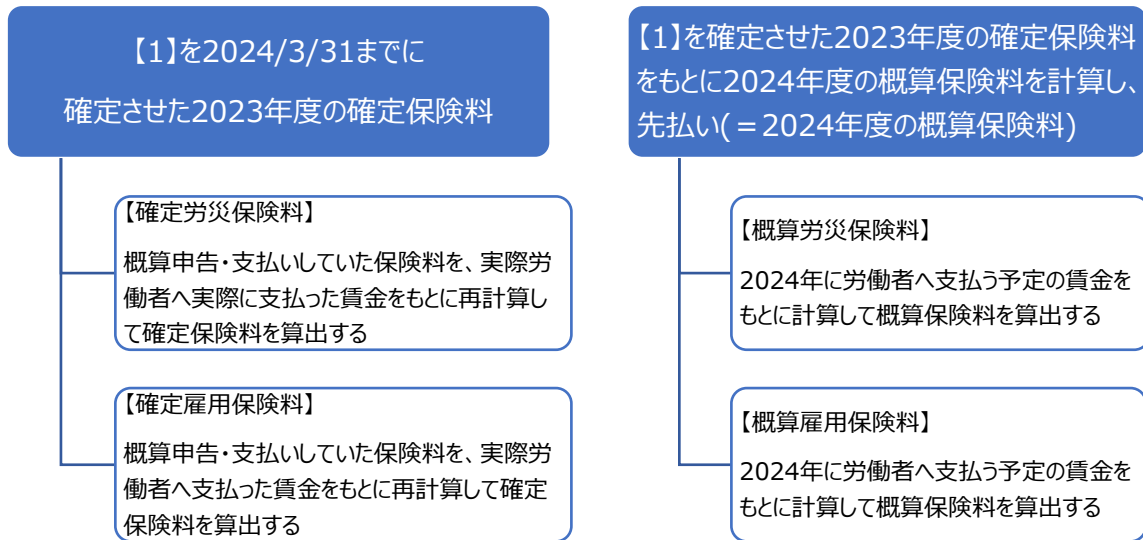
「従業員に支払う予定の金銭の総額」をもとに計算するので、あくまでも仮計算(=概算)となります。仮計算したものを、概算保険料として会社が全額立替えて先払いします。



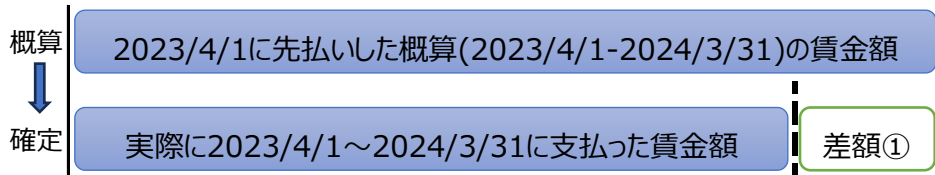
【2】2年目の労働保険料→2024/6/1～7/10の申告期間中に支払い(納付書で納入の場合)
 【確定】2023/4/1～2024/3/31の労働保険料 【概算】2024/4/1～2025/3/31の労働保険料



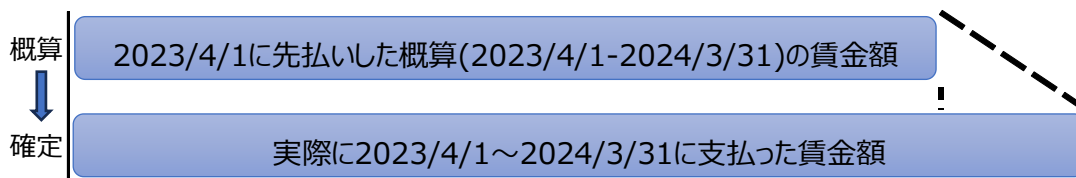
支払いの内訳は、次のようになります。



確定保険料の考え方について



2023/4/1に先払いした概算(2023/4/1-2024/3/31)の賃金額よりも実際に支払った2023/4/1～2024/3/31賃金額が少なかった場合は、その差額を2024年の概算に充当するか、還付するか選びます。この場合、確定保険料として支払うものではなく、2023年度の一般拠出金だけを支払います。



2023/4/1に先払いした概算(2023/4/1-2024/3/31)の賃金額よりも実際に支払った2023/4/1～2024/3/31賃金額が多かった場合(=不足が生じている)は、2023年度の一般拠出金とあわせてその差額を確定保険料として追加で支払います。

■ 2024年度の労働保険料率は？

保険料率は以下の表のようになります。

労災保険料率： https://www.mhlw.go.jp/content/rouсайhokenritu_r05.pdf

労 災 保 険 率 表

(単位：1/1,000)

(令和6年4月1日施行)

事業の種類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02	林業	52
	03		
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰石鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34
	32	道路新設事業	11
	33	橋梁工事業	9

雇用保険料率は以下の通りです。

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000 3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000 3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000 4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000 4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

年度更新の仕組みについてご説明しました。年度更新の手続きのため、担当者より賃金の情報をいただくにあたり、ご連絡を差し上げます。

